

平成 30 年度 再評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

平成 30(2018)年 6 月
筑紫女学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 基準項目ごとの自己評価	6
基準 3 経営・管理と財務	
3-1 経営の規律と誠実性	6
①経営の規律と誠実性の維持の表明	
②使命・目的の実現への継続的努力	
③学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、 運営に関連する法令の遵守	
④環境保全、人権、安全への配慮	
⑤教育情報・財務情報の公表	
3-2 理事会の機能	12
①使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備と その機能性	
3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ	16
①大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性	
②大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮	
3-4 コミュニケーションとガバナンス	20
①法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーション による意思決定の円滑化	
②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンス の機能性	
③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営	
IV. エビデンス集一覧	26
エビデンス集（データ編）一覧	26
エビデンス集（資料編）一覧	27

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 学園建学の精神

本学の母体である筑紫女学園は、浄土真宗本願寺派第2代北米開教総長として布教にあたった水月哲英が、彼の地での経験から高度な女子教育の必要性を痛感し、帰国後の明治40(1907)年4月に筑紫女学校を創設したことに始まる。

学園建学の精神である「親鸞聖人が明らかにされた仏陀（釈尊）の教え、すなわち浄土真宗の教えにもとづく人間教育」に基づき、そのところを3項目の校訓（「自律」「和平」「感恩」）としてまとめ、次のように説明している。

<自律（自己への目覚め）>

自律とは、自分の人生を自らが生きるということです。それは、ほんとうの自分を照らし出す光となるものに出会い、それによって自分を深く見つめるところから始まります。こうして自分自身を見つめるとき、私たちはこれまでの自己中心的なありかたの過ちに気づかされ、“さまざまな恵みによって生かされている”という自覚にたどりつきます。この自覚を基礎として、自ら考え、自ら判断し、自ら行動していくことが、自律ということなのです。

<和平（他者への目覚め）>

和平とは、自分のまわりにある他のすべての存在を認め、互いに尊重しあう中に生まれるおだやかな世界です。自らを律するとき、私たちは一人ひとりが、かけがえのない自己を生きている身であることに気づくでしょう。もしも自己中心的な価値観にとらわれて他者を軽んじたり、あるいはそれぞれの尊さを無視して自分と同じになることを強要すれば、対立と争いを引き起こすだけで、ほんとうのおだやかな世界は決して生まれてこないでしょう。

<感恩（生命への目覚め）>

感恩とは、自分を支えている大いなる恵みを知ることです。自律というありかたによって自分自身の内側に眼を向けるとき、私たちの生命は、無限の生命のつながりの中に縁あって恵まれ、はぐくまれてきたものであることに気づくでしょう。同時にそのつながりの中で、恵まれた生命を生かす必要があるということも、うなずけるでしょう。こうして、自分を支えている、はかり知れないはたらきに感謝の念を抱き、その恩に報いたいと願いながら生きることが大切なのです。

2. 大学の基本理念・使命

本学は、「限らない〈いのち〉への目覚めをうながし、社会の中で自己を実現する人の育成を通して、新しい時代を創造する」ことを基本理念とし、これを実現するため特色ある教育・研究に取り組み、地域・社会に貢献することを使命として、次の項目を掲げている。

<教育>

1. 自己と向き合う場所を提供し、人間形成の基礎を確立する。
2. 幅広い教養と多様な専門教育によって、一人ひとりの学生の自己実現を支援する。
3. 社会の諸問題を考え、解決に取り組む姿勢を育てる。

<研究>

1. 充実した教育を実現するため、その基盤となる学術研究に取り組む。
2. 本学の理念に即した特色ある研究課題を設定し、推進する。
3. 本学に集う研究者の相互啓発に基づく共同研究を促進する。

<社会連携>

1. 教育・研究の成果をもって、広く社会に貢献する。
2. 地域の一員として課題を共有し、開かれた大学を目指す。
3. 学外の諸機関と連携し、地域・社会の発展に寄与する。

筑紫女学園大学

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治40(1907)年4月	筑紫女学校 創設
昭和26(1951)年3月	学校法人筑紫女学園 設立認可
昭和40(1965)年4月	筑紫女学園短期大学 国文科、英文科、家政科 開学
昭和44(1969)年4月	筑紫女学園短期大学 幼児教育科 開設
昭和47(1972)年4月	筑紫女学園短期大学附属幼稚園 開園
昭和63(1988)年4月	筑紫女学園大学 文学部 日本語・日本文学科、英語学科 開学
平成11(1999)年4月	筑紫女学園大学 文学部 アジア文化学科、人間福祉学科 開設 筑紫女学園短期大学 家政科を生活学科に名称変更
平成14(2002)年4月	筑紫女学園大学 文学部 発達臨床心理学科 開設
平成17(2005)年4月	筑紫女学園短期大学を筑紫女学園大学短期大学部に名称変更 筑紫女学園短期大学附属幼稚園を筑紫女学園大学短期大学部附属幼稚園に名称変更 筑紫女学園大学 文学部 英語メディア学科 開設 筑紫女学園大学短期大学部 現代教養学科 開設
平成19(2007)年4月 5月	筑紫女学園大学大学院 人間科学研究科人間科学専攻修士課程 開学 学園創立100周年記念式典挙行
平成23(2011)年4月	筑紫女学園大学人間科学部人間科学科 人間関係専攻（発達臨床心理コース、社会福祉コース）、 人間形成専攻（初等教育コース、幼児保育コース） 開設 筑紫女学園大学 文学部 人間福祉学科、発達臨床心理学科 募集停止
平成27(2015)年4月	筑紫女学園大学 現代社会学部 現代社会学科 開設 筑紫女学園大学 文学部 英語メディア学科 募集停止 筑紫女学園大学短期大学部 現代教養学科、幼児教育科 募集停止
平成28(2016)年4月 6月	筑紫女学園大学短期大学部 廃止 筑紫女学園大学短期大学部附属幼稚園を筑紫女学園大学附属幼稚園に名称変更 筑紫女学園大学 文学部 人間福祉学科、発達臨床心理学科 廃止
平成29(2017)年6月	学園創立110周年記念式典挙行
平成30(2018)年4月	筑紫女学園大学 人間科学部 人間科学科 人間関係専攻を筑紫女学園大学 人間科学部 人間科学科 心理・社会福祉専攻へ名称変更 筑紫女学園大学 人間科学部 人間科学科 人間形成専攻を筑紫女学園大学 人間科学部 人間科学科 初等教育・保育専攻へ名称変更

2. 本学の現況

- ・ 大学名 筑紫女学園大学
- ・ 所在地 福岡県太宰府市石坂2丁目12番1号

筑紫女学園大学

・学部及び大学院の構成 [平成30(2018)年5月1日現在]

【大学】

学部	学科・専攻	
文学部	日本語・日本文学科	
	英語学科	
	英語メディア学科 ※平成27(2015)年度 募集停止	
	アジア文化学科	
人間科学部	人間科学科	心理・社会福祉専攻 ※平成29(2017)年度まで人間関係専攻
		初等教育・保育専攻 ※平成29(2017)年度まで人間形成専攻
現代社会学部	現代社会学科	

【大学院】

研究科	専攻
人間科学研究科	人間科学専攻 (修士課程)

・学生数 [平成30(2018)年5月1日現在]

【大学】

学部・学科・専攻			収容定員	在籍者数					
				1年次	2年次	3年次	4年次	4年次 留年	計
文学部	日本語・日本文学科		366	96	75	82	95	7	355
	英語学科		364	127	117	112	100	2	458
	英語メディア学科		—				4	2	6
	アジア文化学科		286	96	69	52	41	5	263
人間科学部	人間科学科	心理・社会福祉専攻	520	106	103	109	119	3	440
		初等教育・保育専攻	600	161	177	185	160	0	683
現代社会学部	現代社会学科		760	122	115	93	67	0	397
合 計			2,896	708	656	633	586	19	2,602

【大学院】

研究科・専攻	収容定員	在籍者数					計
		1年次	2年次	2年次 留年	長期履修 3年次	長期履修 4年次	
人間科学研究科人間科学専攻	20	2	2	0	1	1	6

筑紫女学園大学

・教員数 [平成30(2018)年5月1日現在]

学部・学科、専攻等		専任教員数					
		教授	准教授	講師	特任教員	計	
文学部	日本語・日本文学科	9	3	0	0	12	
	英語学科	6	4	0	1	11	
	英語メディア学科	0	0	0	0	0	
	アジア文化学科	5	3	1	0	9	
	文学部 計	20	10	1	1	32	
人間科学部	人間科学科	心理・社会福祉専攻	6	8	2	1	17
		初等教育・保育専攻	9	7	3	0	19
	人間科学部 計	15	15	5	1	36	
現代社会学部	現代社会学科	12	6	2	0	20	
	現代社会学部 計	12	6	2	0	20	
大学合計		47	31	8	2	88	

※他、学科に所属していない副学長1名

※研究科の教員組織は、全て学部の専任教員の兼担。

・職員数 [平成30(2018)年5月1日現在]

	事務長	事務次長	課長・室長	課長補佐	係長	主任	課員	特任	小計	嘱託職員	非常勤職員	派遣職員	委託職員	合計
事務長・事務次長	1	2							3					3
総務課			1	2		2	3	1	9		2	2		13
経理課			(1)		2	2	1		5(1)			3		8(1)
管財課			1			1		1	3			1		4
企画室			1	1					2	1				3
教務課			1	1	2	2	2	1	9	1		1		11
実習支援課			(1)		1	1	3		5(1)		1			6(1)
学生課※			(1)	1		3	1		5(1)	1	17	4		27(1)
国際交流センター					1		1		2		1			3
進路支援課			1			3	1		5		1		1	7
入試課			1		2	1	3		7			1		8
学習支援課			(1)		2	1			3(1)			2		5(1)
図書館課			1						1				7	8
情報メディア課				1		1			2		8	1		11
生涯学習課			(1)		1				1(1)					1(1)
合計	1	2	7 (5)	6	11	17	15	3	62 (5)	3	30	15	8	118 (5)

※学生課職員には、和敬寮職員、カウンセラー、保健師、スチューデントアドバイザーを含む。()内は兼任数

※情報メディア課職員には、パソコンアドバイザーを含む。

Ⅲ. 基準項目ごとの自己評価基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

・組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営を行っているか。

学校法人がその使命を実現するためには経営の安定と継続が不可欠であり、その実現には経営の規律並びに組織倫理の確立が重要であると強く認識している。

本学園では、学園創立110周年にあたる平成29(2017)年のあるべき姿（到達目標）として8つの「将来ビジョン」並びに教職員の「行動規範」を策定した。【資料3-1-1】

これを受けて5年間の「学園中期計画（筑女プラン2017）」を定めるとともに、大学の単年度事業計画に反映することで使命の実現に向けた組織的・計画的な経営を行ってきた。【資料3-1-2】

また、以上のような経営を支える基盤として、教職員は透明性を第一にコンプライアンス(法令遵守)を徹底することを「行動規範」に明示し、「学校法人筑紫女学園就業規則」「学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則」「学校法人筑紫女学園教職員倫理綱領」「学校法人筑紫女学園ハラスメントの防止に関する規程」「学校法人筑紫女学園個人情報保護規程」「学校法人筑紫女学園公益通報に関する規程」及び「筑紫女学園大学研究倫理規範」等の諸規則を整備し、サービスにあたって遵守すべき事項を明確にすることで適切な組織運営を図っている。【資料3-1-3~9】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-1-1】筑女プラン2017 ポータルサイト「建学の精神/校訓/使命/将来ビジョン/行動規範」
- ・【資料3-1-2】筑女プラン2017 ポータルサイト「大学の使命/到達目標/平成28年度事業計画書」

- ・【資料3-1-3】学校法人筑紫女学園就業規則
- ・【資料3-1-4】学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則
- ・【資料3-1-5】学校法人筑紫女学園教職員倫理綱領
- ・【資料3-1-6】学校法人筑紫女学園ハラスメントの防止に関する規程
- ・【資料3-1-7】学校法人筑紫女学園個人情報保護規程
- ・【資料3-1-8】学校法人筑紫女学園公益通報に関する規程
- ・【資料3-1-9】筑紫女学園大学研究倫理規範

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。

本学は、昭和63(1988)年に文学部の単科大学として開学し、女子の高等教育への進学意欲の高まりや大学卒業後の進路の多様化・拡大を受け、平成23(2011)年に人間科学部、平成27(2015)年には現代社会学部を新設して、女性の社会における自己実現を支援するという使命を果たしてきた。大学の経営をめぐる環境変化が著しい今日、本学も自らの使命・目的を問い直しつつ、スピード感をもって経営にあたる必要があると認識している。

前述した、「学園中期計画（筑女プラン2017）」もこうした認識の中から策定されたものであり、平成28(2016)年度の完成を踏まえ次期中期計画の策定に着手したところである。すなわち「学園中期計画（筑女プラン2017）」の総括のもと、学園としての統一性、計画性等を担保するための基本的な態度（方向性や考え方）を取りまとめた「筑紫女学園改革指針」（平成30(2018)年3月28日理事会決議）を受けて、次期「学園中期計画（筑女プラン2023）」の取りまとめ作業に入っている。【資料3-1-10,11】

策定後は5年間、この「学園中期計画（筑女プラン2023）」に基づいて学園並びに大学経営を行うことで継続して使命・目的を果たす計画である。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-1-10】『学園中期計画（筑女プラン2017）ガイドブック』
- ・【資料3-1-11】筑紫女学園改革指針

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

- ・質の保証を担保するための関連法令等を遵守しているか。

大学運営においては、学校法人や大学の設置に関する法令のみならず、各業務に係る一般法令を遵守することも重要である。

根拠法令に基づいて学内諸規則を整備するとともに、法令改正や通達にも遅滞なく対応し、遵守することで大学運営の質の保証を図っている。

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表3-2】大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。 ・環境や人権について配慮しているか。 |
|---|

本学園では、平成30(2018)年4月19日に「学校法人筑紫女学園危機管理規則」を制定し、①教育又は研究活動の遂行に重大な支障のある事件・事故、②在学生又は教職員等の安全に係る重大な事件・事故、③学園の施設・財産管理上の重大な事件・事故、④学園又は在学生若しくは教職員等が関係する社会的影響の大きな事件・事故、⑤学園の社会的信用を損なう事件・事故、⑥その他、組織的かつ迅速・集中的に対処することが必要と考えられる事件・事故を危機事象と捉え、対応の方針を決定した。

また、各部門単位で危機事象に迅速かつ的確に対応するため、大学運営については「筑紫女学園大学危機対策本部規程」、法人本部の運営については「学校法人筑紫女学園法人本部事務局危機対策本部規程」を定めて危機管理の体制を整備している。【資料3-1-12~14】

環境への配慮としては、人感センサー付照明の採用や使用電力量を抑制する装置の導入等により省エネルギーに取り組んでいる。

労働安全衛生については、教職員及び産業医等で構成する「太宰府キャンパス衛生委員会」が教職員の意見をくみ上げ健康的で安全なキャンパス環境づくりに努めている。

【資料3-1-15】

キャンパスの安全性については、常駐警備と巡回警備の体制及び「筑紫女学園大学消防計画」に基づき、防火・防災等災害時に備えている。また、平成28(2016)年度からは毎年2名を「自衛消防業務講習」に派遣するとともに毎年1回の防火・防災訓練又は研修を実施することで体制の機能を確認・維持している。【資料3-1-16,17】

人権への配慮については、「筑紫女学園大学人権委員会内規」に則り、人権意識の啓発を図るとともに、人権に係る問題の自治的な解決を目指すことを目的に教職員で構成する「人権委員会」を設置している。同委員会は、人権教育の推進に係る基本方針・計画の策定、『白色白光（人権教育資料）』の発行並びに「人権講演会」の開催を通じて全学的な人権意識の確立に努めている。【資料3-1-18~20】

ハラスメントへの配慮については、「学校法人筑紫女学園ハラスメントの防止に関する規程」を定め、ハラスメント事案の発生予防に努めている。また、啓発リーフレットを作成し、新入生及び全ての教職員に配付するほか、教職員に対してハラスメントに係る研修会とメンタルヘルスに係る研修会を隔年で実施している。【資料3-1-21~23】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-1-12】学校法人筑紫女学園危機管理規則
- ・【資料3-1-13】筑紫女学園大学危機対策本部規程

- ・【資料3-1-14】 学校法人筑紫女学園法人本部事務局危機対策本部規程
- ・【資料3-1-15】 太宰府キャンパス衛生委員会規程
- ・【資料3-1-16】 筑紫女学園大学消防計画
- ・【資料3-1-17】 防災・防火管理体制有資格者及び受講計画
- ・【資料3-1-18】 筑紫女学園大学人権委員会内規
- ・【資料3-1-19】 『白色白光』
- ・【資料3-1-20】 平成29年度人権講演会案内
- ・【資料3-1-21】 学校法人筑紫女学園ハラスメントの防止に関する規程（資料3-1-6と同じ）
- ・【資料3-1-22】 『ハラスメント防止に関するリーフレット』
- ・【資料3-1-23】 平成29年度教職員研修会

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

- | |
|---------------------------|
| ・教育情報及び財務などの経営情報を公表しているか。 |
|---------------------------|

本学のホームページに「情報公表」のページを設け、大学の基本情報、教育・研究に関する情報及び財務に関する情報等を公表している。【エビデンス集（データ編）表3-4】
【資料3-1-24】

また、「学校法人筑紫女学園財務情報の公開に関する規則」に基づいて、財務・経営状況に関する情報を閲覧に供している。その他、学生、保護者、教職員及び高等学校や採用実績のある企業等に対して広く情報を伝える学園の広報誌『筑紫女学園報』に学園の決算報告概要（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）を掲載し、分かりやすい解説を加えて公表している。【エビデンス集（データ編）表3-3】【資料3-1-25,26】

その他、当該年度の卒業生の進路結果（就職先及び職種・大学院進学先）の全データを毎年小冊子にまとめ、高校生及びその保護者、高等学校の教員に配布している。【資料3-1-27】

【エビデンス集（データ編）】

- ・【表3-3】 教育研究活動等の情報の公表状況
- ・【表3-4】 財務情報の公表（前年度実績）

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-1-24】 筑紫女学園大学ホームページ（情報公表）
- ・【資料3-1-25】 学校法人筑紫女学園財務情報の公開に関する規則
- ・【資料3-1-26】 『筑紫女学園報』 No.93 (p.17～p.18)
- ・【資料3-1-27】 『進路選択支援ガイド』 (p.15～p.18)

改善を要する点についての改善状況

【改善を要する点】

① 私立学校法に定める評議員会に対する決算及び事業の実績の報告並びに意見聴取が会計年度終了後2カ月以内に行われていない点について改善を要する。

【改善状況・結果】

平成 28(2016)年度の決算及び事業報告について、私立学校法第 46 条の規定に従い会計年度終了後 2 カ月以内の平成 29(2017)年 5 月 26 日開催の第 1 回評議員会において報告、意見聴取を行ったうえで、同日開催の理事会において承認した。【資料 3-1-28】

② 学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に対応した学内規則が適切に定められていない点について改善を要する。

【改善状況・結果】

学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に対応した適切な学内規程の整備について、「筑紫女学園大学教授会規程」及び「筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程」を平成 29(2017)年 3 月 22 日に改正し、「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規」及び「研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規」を平成 29(2017)年 4 月 1 日に施行した。【資料 3-1-29~32】

また、学生の懲戒に関する手続き等を新たに定め、「筑紫女学園大学学生懲戒規程」を平成 29(2017)年 4 月 1 日に施行した。【資料 3-1-33】

③ 寄附行為の役員の任期を定めた条項に関し、短期大学部廃止に伴う変更がなされていない点について改善を要する。

【改善状況・結果】

「学校法人筑紫女学園寄附行為」第 9 条、役員の任期に関する規定について、併設の短期大学廃止に伴う改正漏れがあったことから、平成 29(2017)年 3 月 28 日開催の理事会で改正を承認し、平成 30(2018)年 2 月 5 日付けで文部科学省より寄附行為変更を認可された。【資料 3-1-34】

【参考意見】

○ 危機管理に関する学内規則及びマニュアル等を整備することが望まれる。

【改善状況・結果】

新たに「学校法人筑紫女学園危機管理規則」並びに「筑紫女学園大学危機対策本部規程」「学校法人筑紫女学園法人本部事務局危機対策本部規程」を整備し、平成30(2018)年4月1日より適用した。【資料3-1-35~37】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-1-28】平成29(2017)年5月26日第1回評議員会議事録
- ・【資料3-1-29】筑紫女学園大学教授会規程
- ・【資料3-1-30】筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程
- ・【資料3-1-31】教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規
- ・【資料3-1-32】研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規
- ・【資料 3-1-33】筑紫女学園大学学生懲戒規程
- ・【資料 3-1-34】学校法人筑紫女学園寄附行為（資料 F-1）

- ・【資料3-1-35】 学校法人筑紫女学園危機管理規則（資料3-1-12と同じ）
- ・【資料3-1-36】 筑紫女学園大学危機対策本部規程（資料3-1-13と同じ）
- ・【資料3-1-37】 学校法人筑紫女学園法人本部事務局危機対策本部規程（資料3-1-14と同じ）

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

今後も、関係諸法令並びに学内諸規程を遵守するとともに、環境や人権への配慮、社会への情報公表を推進することでコンプライアンスに努めるとともに、社会的責任を果たしていく。

併せて、本学園や本学の使命を果たすための基盤となる次期「学園中期計画」を、平成30(2018)年5月開催予定の理事会において審議・決定する予定であり、さらなる経営の規律を図る計画である。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・ 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。
- ・ 理事会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。
- ・ 理事の選考に関する規程を整備し、適切に選考しているか。
- ・ 理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。

「学校法人筑紫女学園寄附行為」において以下のとおり法人の組織運営の根本を定めている。

寄附行為第17条において、「理事会」は理事長が招集し、法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督すること、理事会に議長を置き理事長をもって充てること、理事総数の3分の2以上の出席を会議の成立要件とすること、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席者とみなすことなどを定めており、「意思表示書」を提出した欠席者を含めた平成29(2017)年度の出席率は【表3-2-1】に示すとおり93%であった。【資料3-2-1,2】

「理事」については寄附行為第7条において、第1項第1号から同第3号までは大学学長、中学校・高等学校長、法人本部事務局長の充て職とし、第1項第4号から同第8号までは、学園創設者縁故の者、浄土真宗本願寺派福岡教区寺院の僧侶、本法人に関係のある学識経験者、評議員、卒業生評議員のうちからそれぞれ理事会において選任することとしており、本法人の重要事項の決定を担う構成となっている。

また、日常的な業務の意思決定を行うために、寄附行為第19条に「法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定められたものについては、常勤者たる「常任理事会」に委任する」とし、別に「学校法人筑紫女学園常任理事会規則」を定めている。【資料3-2-4】

寄附行為第6条には、「理事長」は原則として浄土真宗本願寺派福岡教区寺院の僧侶である理事のうちから理事総数の過半数の議決により選任される。その職務については「法人を代表し、その業務を総理する」ことと定めている。また、同第12条には理事長を補佐し、法人の業務を分掌することを職務として「常務理事」を置くことができるほか、

同14条には理事長職務代理についても規定し業務の停滞が生じない体制を構築している。【資料3-2-5】

「学長」の選任については、平成29(2017)年4月開催の理事会において、次期学長に求められる資質・能力、ミッション、求められる課題を示し、「これからの機動的な大学改革を推進することができる高い見識と強力なリーダーシップを有するものを学長とする」という方針に基づいて、新たに制定した「筑紫女学園大学学長選任規則」並びに「筑紫女学園大学学長候補者選考委員会設置規程」「筑紫女学園大学学長候補者選考委員会設置規程施行細則」に則って平成29(2017)年6月20日に学長発令を行った。【資料3-2-6~8】

以上のとおり、本学は使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

表3-2-1 平成29(2017)年度理事会開催及び出席状況（理事・監事）

	理事会開催年月日	理事出席状況 (出席者/現員)	監事出席状況 (出席者/現員)
第1回	平成29(2017)年4月24日	14人/14人	1人/1人
第2回	平成29(2017)年5月26日	14人/14人	1人/1人
第3回	〃	11人/14人	1人/1人
第4回	平成29(2017)年6月19日	13人/13人	1人/2人
第5回	〃	11人/13人	1人/2人
第6回	平成29(2017)年9月8日	13人/14人	1人/2人
第7回	〃	12人/14人	1人/2人
第8回	平成29(2017)年11月17日	14人/15人	1人/2人
第9回	〃	14人/15人	1人/2人
第10回	平成30(2018)年2月16日	15人/15人	2人/2人
第11回	平成30(2018)年2月27日	13人/15人	1人/2人
第12回	〃	13人/15人	1人/2人
第13回	平成30(2018)年3月14日	14人/15人	1人/2人
第14回	〃	14人/15人	1人/2人
第15回	平成30(2018)年3月28日	15人/15人	1人/2人
第16回	〃	15人/15人	1人/2人

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-2-1】学校法人筑紫女学園寄附行為（資料F-1）
- ・【資料3-2-2】「意思表示書」
- ・【資料3-2-3】学校法人筑紫女学園役員（資料F-10）
- ・【資料3-2-4】学校法人筑紫女学園常任理事会規則
- ・【資料3-2-5】平成29(2017)年3月15日理事会議事録及び添付資料2

- ・【資料3-2-6】筑紫女学園大学学長選任規則
- ・【資料3-2-7】筑紫女学園大学学長候補者選考委員会設置規程
- ・【資料3-2-8】筑紫女学園大学学長候補者選考委員会設置規程施行細則

改善を要する点についての改善状況

【改善を要する点】

- ① 理事会において決算及び事業の実績が会計年度終了後 2 カ月以内に作成されず、理事長による評議員会への報告及び意見聴取が会計年度終了後 2 カ月以内にできていない点について改善を要する。

【改善状況・結果】

平成 28(2016)年度の決算及び事業報告について、法令に従い会計年度終了後 2 カ月以内の平成 29(2017)年 5 月 26 日開催の評議員会にて報告、意見聴取を行ったうえで同日開催の理事会で承認した。【資料 3-2-9】

- ② 理事会における理事及び評議員の選任に関し、寄附行為第 17 条第 11 項に定められているとおりに運用されていない点について改善を要する。

【改善状況・結果】

平成 29 (2017)年 3 月 6 日開催の理事会において、「学校法人筑紫女学園寄附行為」第 17 条第 11 項「理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」の規定に基づいて改めて選任を行った。【資料 3-2-10】

- ③ 「学長選任規程」に定める学長辞任の承認が理事会において審議・決定されていない点について改善を要する。

【改善状況・結果】

平成 29 (2017)年 3 月 15 日開催の理事会において、当該学長の辞任について審議・決定した。【資料 3-2-11】

- ④ 学長代行の指名が「管理運営規則」に定める理事会の審議・決定を経ずに行われている点について改善を要する。

【改善状況・結果】

平成 29(2017)年 3 月 15 日開催の理事会において、当該学長代行の指名について審議・決定した。【資料 3-2-12】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-2-9】平成29(2017)年5月26日第1回評議員会議事録（資料3-1-28と同じ）
- ・【資料3-2-10】平成29(2017)年3月6日理事会議事録
- ・【資料 3-2-11】平成 29(2017)年 3 月 15 日理事会議事録（資料 3-2-5 と同じ）
- ・【資料 3-2-12】平成 29(2017)年 3 月 15 日理事会議事録（資料 3-2-5 と同じ）

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境の変化は厳しさを増しており、的確・迅速な合意形成・意思決定のためには、理事会、評議員会への出席を含め理事、監事、評議員の認識を高めていくとともに、適正な業務遂行を担保しうる監事機能の実質化に向け規程、体制の整備を進めていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

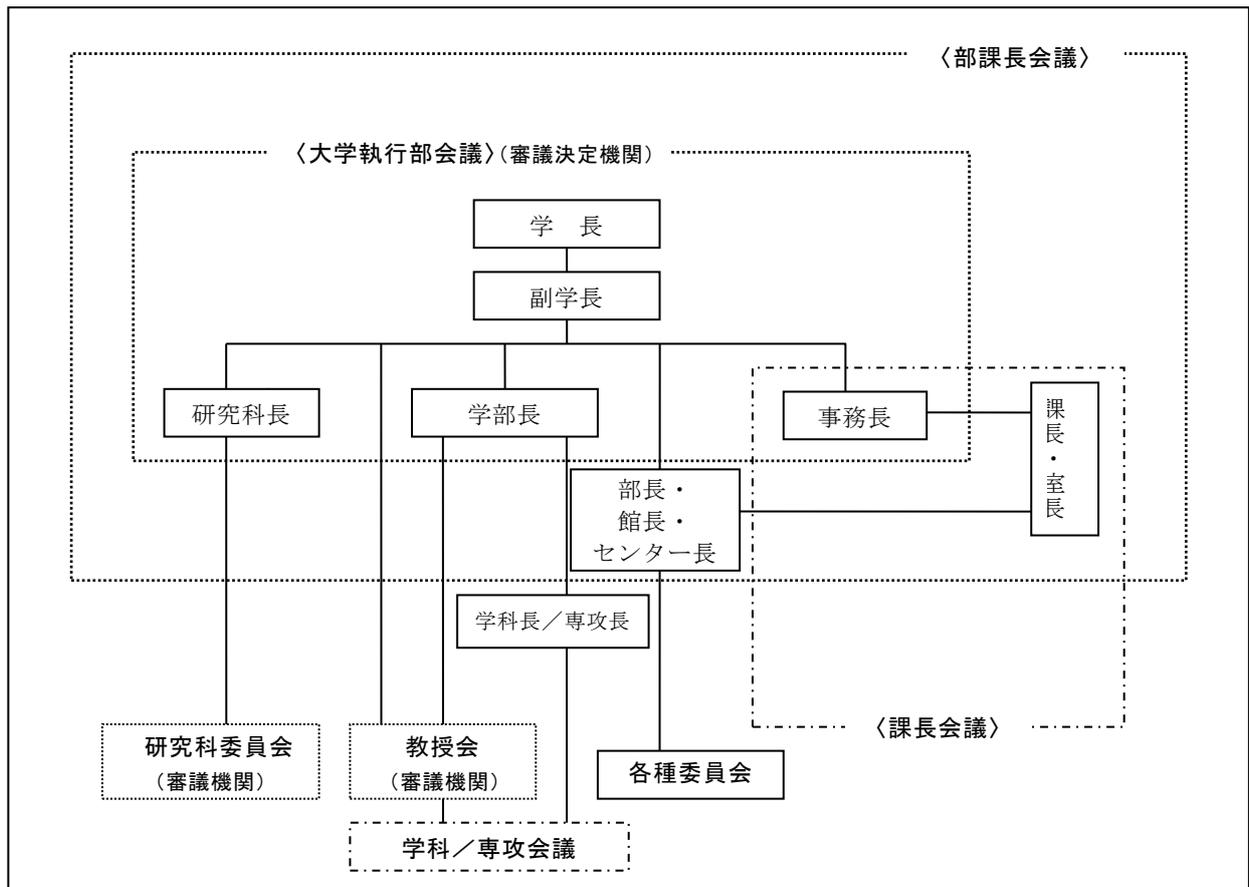
(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

- ・大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。
- ・大学の意思決定及び業務執行が大学の使命・目的に沿って、適切に行われているか。
- ・教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

本学における意思決定組織の概要は、【図3-3-1】に示すとおりである。

図3-3-1 学内意思決定組織の概要



「大学執行部会議」は「筑紫女学園大学執行部会議規程」に基づき、教学運営全般の

基本的な重要事項を審議・決定する機関として位置づけている。【資料3-3-1】

学部の「教授会」の審議事項については、「筑紫女学園大学学則」第41条に基づき「筑紫女学園大学教授会規程」第6条第1項において、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、②学位の授与に関する事項に加え、③教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものと規定している。また、同第2項において教授会は、学長及び学部長その他教授会がおかれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる」と規定している。

大学院の「研究科委員会」においても学部と同様に「筑紫女学園大学大学院学則」第37条に基づいて「筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程」を整備し、審議すべき事項について定めている。

以上のように学長と教授会及び研究科委員会との役割を明確に規定して、業務の遂行にあたっている。【資料3-3-2~5】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料 3-3-1】 筑紫女学園大学執行部会議規程
- ・【資料 3-3-2】 筑紫女学園大学学則 第 41 条（資料 F-3）
- ・【資料 3-3-3】 筑紫女学園大学教授会規程（資料 3-1-29 と同じ）
- ・【資料 3-3-4】 筑紫女学園大学大学院学則 第 37 条（資料 F-3）
- ・【資料 3-3-5】 筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程（資料 3-1-30 と同じ）

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

- ・学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されているか。
- ・副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
- ・教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として副学長及び事務長並びに事務局企画室、会議体制として大学執行部会議及び教授会並びに研究科委員会がある。

「大学執行部会議」は、学長、副学長、研究科長、学部長、事務長で構成し、企画室長が参与する。「大学の運営の基盤となる諸条件について、基本的な事項を審議し、学長の意思決定に資する」ことを目的として、学長が議長となり週1回開催している。その審議事項は、①予算を含む業務計画の立案に関する事項、②重要業務の執行に関する事項、③理事会等に提案する議案に関する事項、④人事政策に関する事項、⑤教育課程編成方針に関する事項等となっている。【資料3-3-6】

これに対して、「教授会」（大学院にあつては「研究科委員会」）は、当該学部（大学院にあつては研究科）の学生の入学、卒業や学位の授与及び「教授会（大学院にあつては研究科委員会）の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規」

に明記された事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べることで学長の意思決定を補佐している。【資料3-3-7~10】

学長を補佐する職としては、「副学長」「事務長」がある。副学長の職務については、「学校法人筑紫女学園管理運営規則」第14条の2に「学長を補佐し、大学の運営及び教学の大綱を統括する」とし、「副学長の選任及び職務に関する規程」第4条において、学長が校務を命じる場合は、つかさどる権限及び期間を文書により明らかにするとしている。現在、2名の副学長が選任され、「学長から副学長に対する校務をつかさどる命令について」（平成29(2017)年10月1日の学長裁定）に則って、それぞれ「大学推進等担当」及び「教学企画等担当」として命じられた職務に関して学長を補佐している。「事務長」については、「学校法人筑紫女学園管理運営規則」第27条に「学長の命を受け、当該事務局及び幼稚園の事務を統括し、所属事務職員を指揮監督する」と定めており、事務運営の立場から学長を補佐している。【資料3-3-11~13】

その他、事務局「企画室」が情報資料の収集や点検・評価等に関する事項を担うことで学長の意思決定を支援している。【資料3-3-14】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-3-6】筑紫女学園大学執行部会議規程（資料3-3-1と同じ）
- ・【資料3-3-7】筑紫女学園大学教授会規程（資料3-1-29と同じ）
- ・【資料3-3-8】筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程（資料3-1-30と同じ）
- ・【資料3-3-9】教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規（資料3-1-31と同じ）
- ・【資料3-3-10】研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規（資料3-1-32と同じ）
- ・【資料3-3-11】学校法人筑紫女学園管理運営規則
- ・【資料3-3-12】筑紫女学園大学副学長の権限及び職務に関する規程
- ・【資料3-3-13】学長から副学長に対する校務をつかさどる命令について（平成29(2017)年10月1日学長裁定）
- ・【資料3-3-14】学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則（資料3-1-4と同じ）

改善事項の改善状況

【改善を要する点】

① 学校教育法第93条第2項第3号に定める教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるものが、適切に定められていない点について改善を要する。

【改善状況・結果】

平成29(2017)年3月22日に「筑紫女学園大学教授会規程」第6条及び「筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程」第6条を改正するとともに、「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規」及び「研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規」をそれぞれ制定し、平成29(2017)年4月1日から施行した。

② 学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に定める退学、停学及び訓告の処分の手続きが、学長によって適切に定められていない点について改善を要する。

【改善状況・結果】

平成29(2017)年3月22日に学生の懲戒手続きを定めた「筑紫女学園大学学生懲戒規程」を制定し、平成29(2017)年4月1日より施行した。【資料3-3-15】

③ 学長辞任後、後任の学長が「学長選任規程」に従い速やかに選任されていない点について改善を要する。

【改善状況・結果】

「筑紫女学園大学学長選任規程」並びに「筑紫女学園大学学長選任手続きに関する実施細則」を廃止して、平成 29(2017)年 4 月 24 日、新たに「筑紫女学園大学学長選任規則」並びに「筑紫女学園大学学長候補者選考委員会設置規程」等を整備し、同日施行した。新たに制定した「筑紫女学園大学学長候補者選考委員会設置規程」第 6 条には、学長候補者の選考時期について、任期満了に伴う場合は満了日以前 30 日前まで、学長が欠けた場合又は欠けることが明らかになった場合は、当該事由が発生してから速やかに行うと規定し、迅速な学長選任の手続きを担保することとした。この規程に基づいて平成 29(2017)年 6 月 19 日開催の理事会において承認された学長候補者に対して、理事長が学長を委嘱した。さらに新たな制度では、学長の解任手続きについても定めたことで、学長の責任を明確化した。【資料 3-3-16,17】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-3-15】 筑紫女学園大学学生懲戒規程（資料3-1-33と同じ）
- ・【資料 3-3-16】 筑紫女学園大学学長選任規則（資料 3-2-6 と同じ）
- ・【資料 3-3-17】 筑紫女学園大学学長候補者選考委員会設置規程（資料 3-2-7 と同じ）

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学長が、適切にリーダーシップを発揮して大学改革を推進する体制を強化するために、次期「学園中期計画」を策定するとともに、平成 30(2018)年 6 月を目途に長期計画を検討する機動的な部署の新設を含む組織改編を実施する計画である。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

- ・意思決定において、管理部門（理事会など）と教学部門（教授会など）をはじめ、各管理運営機関並びに各部門間の連携を適切に行っているか。

私立学校法の規定に則って、学長は充て職の理事として「教授会」と「理事会」の連携を担っている。

「常任理事会」は理事長及び常勤理事である常務理事、学長、中学校・高等学校校長、法人本部事務局長により構成しており、「理事会」から委任された日常的な業務の意思決定を行うために毎月1回開催している。【資料3-4-1】

「学園事務局会議」は、法人本部事務局長、大学事務長、中学校・高等学校事務長、附属幼稚園教頭で構成しており、学園内各部門の管理運営に係る課題及び問題点の把握並びにその的確な処理に係る事項の協議・検討を行っている。【資料3-4-2】

大学運営の基盤となる諸条件について、基本的な事項を審議し、学長の意思決定に資することを目的に、学長、副学長、研究科長、学部長、大学事務長で構成する「大学執行部会議」を設け、原則毎週1回開催している。【資料3-4-3】

以上のとおり、管理部門と教学部門、また各管理運営機関及び各部門間の日常的な連携を図ることで法人の経営や大学の教学経営の課題を共有し、迅速・適切な意思決定を行うことが可能となっている。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-4-1】 学校法人筑紫女学園常任理事会規則（資料3-2-4と同じ）
- ・【資料3-4-2】 学校法人筑紫女学園事務局会議規程
- ・【資料3-4-3】 筑紫女学園大学執行部会議規程（資料3-3-1と同じ）

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

- ・法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。

本学は、私立学校法及び「学校法人筑紫女学園寄附行為」に基づき、法人の業務及び財産の状況を監査する「監事」2名を置くほか、「法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員に報告を求めることができる」機関として37人以上42人以内の評議員をもって組織する「評議員会」を設置し、適切な法人経営及び大学を含めた設置学校の運営を担保している。【資料3-4-4】

本学の最高議決機関である「理事会」に提出される議案は、あらかじめ「常任理事会」において審議しており、大学及び大学院に関する議題は「大学執行部会議」で事前に審議している。

以上のとおり、法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制が整備され、適切に機能している。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-4-4】学校法人筑紫女学園寄附行為（資料F-1）

- ・監事の選考に関する規程を整備し、適切に選考しているか。
- ・監事は、理事会へ出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べているか。出席状況は適切か。

「監事」の選考については「学校法人筑紫女学園寄附行為」第8条に規定しており、監事は、この法人の理事、教職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。現在、弁護士及び民間会社会長の2人が就任している。【資料3-4-5,6】

文部科学省が求める監事機能の強化を受けて、法人事務局より監事に対し、その職務やガバナンスへの関与等の重要性について随時、情報提供や説明を行うほか、平成28(2016)年度日本私立大学連盟主催の監事会議（テーマは監事の役割と監事機能の実質化）に監事1名が参加、平成29(2017)年度文部科学省主催の学校法人監事研修会（新任監事対象）に監事1名が参加している。【資料3-4-7,8】

「監事」は寄附行為及び関係法令に則り、監事監査や業務監査の実施を通じて法人の業務及び財産の状況について監査及び指導助言を行うとともに、理事会等へ出席して運営に関する意見を述べている。【資料3-4-9,10】

なお、近年の理事会、評議員会への監事の出席状況は、理事会が58%、評議員会が53%となっている。【表3-2-1】【表3-4-1】

以上のとおり、監事の選考については規程に基づき適正に行われ、適切に職務を遂行している。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-4-5】 学校法人筑紫女学園寄附行為（資料F-1）
- ・【資料3-4-6】 学校法人筑紫女学園役員（資料F-10）
- ・【資料3-4-7】 監事会議出張命令書
- ・【資料3-4-8】 監事研修会出張命令書
- ・【資料3-4-9】 監事監査報告書
- ・【資料3-4-10】 業務監査記録

- ・ 評議員会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。
- ・ 評議員の選考に関する規程を整備し、適切に選考しているか。
- ・ 評議員の評議員会への出席状況は適切か。

「評議員会」は「学校法人筑紫女学園寄附行為」第21条に基づき定例を年2回（3月及び5月）開催し、同第23条に規定する理事長からの諮問事項に答えるなど適切に運営されている。【資料3-4-11】

「評議員」の選考については、寄附行為第25条に規定され、選出母体ごとに適切に選考されている。さらに、評議員の評議員会への出席状況は【表3-4-1】に示すとおり出席率86%であった。

以上のとおり、「評議員会」の運営・評議員の選考については規程に基づき適正に行われ、適切に職務を遂行している。

表3-4-1 平成29(2017)年度評議員会開催及び出席状況（評議員・監事）

	評議員会開催年月日	評議員出席状況 (出席者/現員)	監事出席状況 (出席者/現員)
第1回	平成29(2017)年5月26日	28人/37人	1人/1人
第2回	平成29(2017)年6月19日	31人/39人	1人/2人
第3回	平成29(2017)年9月8日	34人/39人	1人/2人
第4回	平成29(2017)年11月17日	38人/41人	1人/2人
第5回	平成30(2018)年2月27日	37人/42人	1人/2人
第6回	平成30(2018)年3月14日	38人/42人	1人/2人
第7回	平成30(2018)年3月28日	38人/42人	1人/2人

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-4-11】 学校法人筑紫女学園寄附行為（資料F-1）

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

- ・ トップのリーダーシップを発揮できる体制が整備されているか。

「理事長」は法人の最高意思決定機関である「理事会」並びに①学園の将来計画に係

る総合的企画立案に関する事項、②教職員の人事計画に関する事項などを審議・決定する「常任理事会」の議長となることで、法人経営に関してリーダーシップを適切に発揮している。【資料3-4-12,13】

大学の教学経営においては、「学長」が①大学の基本的な管理運営及び業務計画の立案に関する事項、②大学の重要業務の執行に関する事項、③各所管業務の必要な連絡・調整に関する事項、④常任理事会及び理事会に提案する議案等に関する事項、⑤人事政策に関する事項等を審議する「執行部会議」の議長となることでリーダーシップを適切に発揮している。【資料3-4-14】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-4-12】 学校法人筑紫女学園寄附行為（資料F-1）
- ・【資料3-4-13】 学校法人筑紫女学園常任理事会規則（資料3-2-4と同じ）
- ・【資料3-4-14】 筑紫女学園大学執行部会議規程（資料3-3-1と同じ）

・教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備し、運営の改善に反映しているか。

法人の経営については、理事長が「理事会」「常任理事会」において、各学校等の代表者やその他教職員の意見をくみ上げることで適切な意思決定が可能となっている。【資料3-4-15,16】

また、大学部門については、学長が「大学執行部会議」「教授会」等の会議体を通じて教職員の意見をくみ上げることで、必要な意思決定を可能としている。【資料3-4-17,18】

事務職員からの提案は、「課長会議」において部署から提出される提案などにより事務長に集約されており、教育職員からの提案は、「学科会議・専攻会議」において学科長を経て学部長に集約されることで、事務長・学部長から適宜、協議の場に持ち込まれている。

また、「キャンパス整備」や「社会連携」等、大学執行部が重点項目として意識する課題とボトムアップされた教職員の問題意識を組み合わせたプロジェクトにより改善につなげている。【資料3-4-19】

以上のとおり、教職員の意見をくみ上げつつ、トップのリーダーシップを発揮できる体制が整備されている。

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-4-15】 学校法人筑紫女学園寄附行為（資料F-1）
- ・【資料3-4-16】 学校法人筑紫女学園常任理事会規則（資料3-2-4と同じ）
- ・【資料3-4-17】 筑紫女学園大学執行部会議規程（資料3-3-1と同じ）
- ・【資料3-4-18】 筑紫女学園大学教授会規程（資料3-1-29と同じ）
- ・【資料3-4-19】 プロジェクト報告書

改善を要する点についての改善状況

【改善を要する点】

① 法令に定める決算等についての評議員会への報告・意見聴取、寄付行為に基づく理事・評議員の選任及び法令改正に対応した学内規則の整備等、法人の業務執行の状況を点検しておらず、監事の職務が適切に執行されていない点について改善を要する。

【改善状況・結果】

監事は、平成 29(2017)年 5 月 26 日開催の理事会及び評議員会において、決算等の評議員会への監査報告及び意見聴取、理事及び評議員の選任等の法人の業務執行状況について点検を行い、意見を述べるなど法人運営に関する職務を適切に執行した。

② 評議員の選任に関し、寄付行為に定めるとおりに運用がなされず欠員が補充できていない点について改善を要する。

【改善状況・結果】

平成 29(2017)年 5 月 26 日開催の第 2 回理事会において評議員の欠員 1 人を補充して総数 37 人とし、「学校法人筑紫女学園寄附行為」第 21 条第 2 項「評議員会は、37 人以上 42 人以内の評議員をもって組織する」の規定を充足した。なお、平成 30(2018)年 5 月 1 日現在、評議員の総数は 40 人となっている。

③ 理事会議事録への署名押印に関し、寄附行為第 20 条第 2 項に定められているとおりに運用されていない点について改善を要する。

【改善状況・結果】

平成 29(2017)年 4 月 24 日開催の第 1 回理事会以降、全ての議事録において理事全員の署名押印を得ている。【資料 3-4-20】【資料 3-4-21】

④ 理事会及び評議員会の議事録が適時・適切に作成されていない点について改善を要する。

【改善状況・結果】

平成 29(2017)年 4 月 24 日開催の第 1 回理事会以降については「学校法人筑紫女学園寄附行為」第 20 条の規定に基づいて出席した理事全員が署名押印した議事録を迅速に作成し、事務所に備えている。また、平成 29(2017)年 5 月 26 日開催の第 1 回評議員会以降については、「学校法人筑紫女学園寄附行為」第 22 条の規定に基づいて議長及び出席した評議員の 2 名以上が署名押印した議事録を迅速に作成し、事務所に備えている。

【資料 3-4-22】【資料 3-4-23】

【参考意見】

○監事の職務執行を支援する学内体制を早期に整備することが期待される。

【改善状況・結果】

平成 29(2017)年 9 月 8 日開催の理事会において確認された大学改革推進にかかる方向性に基づいて、平成 29(2017)年 12 月 13 日開催の常任理事会では平成 30(2018)年 6 月の事務組織改編において、監事の職務執行を支援するための部署を設置することが承認された。【資料 3-4-24】

【エビデンス集（資料編）】

- ・【資料3-4-20】平成29(2017)年度に開催された全ての理事会の議事録
- ・【資料3-4-21】平成29(2017)年度に開催された全ての評議員会の議事録
- ・【資料3-4-22】平成29(2017)年度に開催された全ての理事会の議事録（資料3-4-20と同じ）
- ・【資料3-4-23】平成29(2017)年度に開催された全ての評議員会の議事録（資料3-4-21と同じ）
- ・【資料3-4-24】平成29(2017)年12月13日開催常任理事会議事録及び添付資料7

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

平成30(2018)年6月を目途に、これまで兼務の体制をとっていた法人部門と大学管理部門を分離し、機能と役割の明確化を実現する計画である。

また、法人本部に新たに監事を支援する部署を整備する計画である。

Ⅳ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	

※該当しない項目がある場合は削除してください。

筑紫女学園大学

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人筑紫女学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	筑紫女学園大学 大学案内 2018	
	筑紫女学園大学 大学院案内 2018	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	筑紫女学園大学学則、筑紫女学園大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要項	
	平成 30 年度 筑紫女学園大学入学試験要項（推薦入試、一般入試、大学入試センター利用入試、センタープラス型入試）、平成 30 年度 筑紫女学園大学入学試験要項（特別入学試験、編入学試験）、平成 30 年度 筑紫女学園大学大学院入学試験要項（一般入試、社会人入試、外国人留学生入試、学内進学入試）	
【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 29 年度 筑紫女学園大学 学生便覧、 平成 29 年度 筑紫女学園大学大学院 学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30 年度 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ（ホームページ）、Campus Map	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	平成 30 年 5 月 1 日時点の学内諸規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人筑紫女学園役員 理事会の開催日時、議題一覧、理事・監事個別の出席、意思表示書提出（委任）状況又は欠席の状況	
【資料 F-11】	自己点検評価書（再評価）の作成に関わる担当者一覧（基準項目ごとの責任者及び担当者がわかるもの）	
	自己点検評価書（再評価）作成における体制一覧	

筑紫女学園大学

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	筑女プラン 2017 ポータルサイト「建学の精神/校訓/使命/将来ビジョン/行動規範」	
【資料 3-1-2】	筑女プラン 2017 ポータルサイト「大学の使命/到達目標/平成 28 年度事業計画書」	
【資料 3-1-3】	学校法人筑紫女学園就業規則	
【資料 3-1-4】	学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則	
【資料 3-1-5】	学校法人筑紫女学園教職員倫理綱領	
【資料 3-1-6】	学校法人筑紫女学園ハラスメントの防止に関する規程	
【資料 3-1-7】	学校法人筑紫女学園個人情報保護規程	
【資料 3-1-8】	学校法人筑紫女学園公益通報に関する規程	
【資料 3-1-9】	筑紫女学園大学研究倫理規範	
【資料 3-1-10】	『学園中期計画（筑女プラン 2017）ガイドブック』	
【資料 3-1-11】	筑紫女学園改革指針	
【資料 3-1-12】	学校法人筑紫女学園危機管理規則	
【資料 3-1-13】	筑紫女学園大学危機対策本部規程	
【資料 3-1-14】	学校法人筑紫女学園法人本部事務局危機対策本部規程	
【資料 3-1-15】	太宰府キャンパス衛生委員会規程	
【資料 3-1-16】	筑紫女学園大学消防計画	
【資料 3-1-17】	防災・防火管理体制有資格者及び受講計画	
【資料 3-1-18】	筑紫女学園大学人権委員会内規	
【資料 3-1-19】	『白色白光』	
【資料 3-1-20】	平成 29 年度人権講演会案内	
【資料 3-1-21】	学校法人筑紫女学園ハラスメントの防止に関する規程	資料 3-1-6 と同じ
【資料 3-1-22】	『ハラスメント防止に関するリーフレット』	
【資料 3-1-23】	平成 29 年度教職員研修会	
【資料 3-1-24】	筑紫女学園大学ホームページ（情報公表）	
【資料 3-1-25】	学校法人筑紫女学園財務情報の公開に関する規則	
【資料 3-1-26】	『筑紫女学園報』No.93 (p.17～p.18)	
【資料 3-1-27】	『進路選択支援ガイド』（p.15～p.18）	
【資料 3-1-28】	平成 29(2017)年 5 月 26 日第 1 回評議員会議事録	
【資料 3-1-29】	筑紫女学園大学教授会規程	
【資料 3-1-30】	筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程	
【資料 3-1-31】	教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項	

筑紫女学園大学

	に関する内規	
【資料 3-1-32】	研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規	
【資料 3-1-33】	筑紫女学園大学学生懲戒規程	
【資料 3-1-34】	学校法人筑紫女学園寄附行為	資料 F-1
【資料 3-1-35】	学校法人筑紫女学園危機管理規則	資料 3-1-12 と同じ
【資料 3-1-36】	筑紫女学園大学危機対策本部規程	資料 3-1-13 と同じ
【資料 3-1-37】	学校法人筑紫女学園法人本部事務局危機対策本部規程	資料 3-1-14 と同じ
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人筑紫女学園寄附行為	資料 F-1
【資料 3-2-2】	「意思表示書」	
【資料 3-2-3】	学校法人筑紫女学園役員	資料 F-10
【資料 3-2-4】	学校法人筑紫女学園常任理事会規則	
【資料 3-2-5】	平成29(2017)年3月15日理事会議事録及び添付資料 2	
【資料 3-2-6】	筑紫女学園大学学長選任規則	
【資料 3-2-7】	筑紫女学園大学学長候補者選考委員会設置規程	
【資料 3-2-8】	筑紫女学園大学学長候補者選考委員会設置規程施行細則	
【資料 3-2-9】	平成 29(2017)年 5 月 26 日 第 1 回評議員会議事録	資料 3-1-28 と同じ
【資料 3-2-10】	平成 29(2017)年 3 月 6 日理事会議事録	
【資料 3-2-11】	平成 29(2017)年 3 月 15 日理事会議事録	資料 3-2-5 と同じ
【資料 3-2-12】	平成 29(2017)年 3 月 15 日理事会議事録	資料 3-2-5 と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	筑紫女学園大学執行部会議規程	
【資料 3-3-2】	筑紫女学園大学学則 第 41 条	資料 F-3
【資料 3-3-3】	筑紫女学園大学教授会規程	資料 3-1-29 と同じ
【資料 3-3-4】	筑紫女学園大学大学院学則 第 37 条	資料 F-3
【資料 3-3-5】	筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程	資料 3-1-30 と同じ
【資料 3-3-6】	筑紫女学園大学執行部会議規程	資料 3-3-1 と同じ
【資料 3-3-7】	筑紫女学園大学教授会規程	資料 3-1-29 と同じ
【資料 3-3-8】	筑紫女学園大学大学院研究科委員会規程	資料 3-1-30 と同じ
【資料 3-3-9】	教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規	資料 3-1-31 と同じ
【資料 3-3-10】	研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規	資料 3-1-32 と同じ
【資料 3-3-11】	学校法人筑紫女学園管理運営規則	
【資料 3-3-12】	筑紫女学園大学副学長の権限及び職務に関する規程	
【資料 3-3-13】	学長から副学長に対する校務をつかさどる命令について（平成 29(2017)年 10 月 1 日学長裁定）	

筑紫女学園大学

【資料 3-3-14】	学校法人筑紫女学園事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則	資料 3-1-4 と同じ
【資料 3-3-15】	筑紫女学園大学学生懲戒規程	資料 3-1-33 と同じ
【資料 3-3-16】	筑紫女学園大学学長選任規則	資料 3-2-6 と同じ
【資料 3-3-17】	筑紫女学園大学学長候補者選考委員会設置規程	資料 3-2-7 と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人筑紫女学園常任理事会規則	資料 3-2-4 と同じ
【資料 3-4-2】	学校法人筑紫女学園事務局会議規程	
【資料 3-4-3】	筑紫女学園大学執行部会議規程	資料 3-3-1 と同じ
【資料 3-4-4】	学校法人筑紫女学園寄附行為	資料 F-1
【資料 3-4-5】	学校法人筑紫女学園寄附行為	資料 F-1
【資料 3-4-6】	学校法人筑紫女学園役員	資料 F-10
【資料 3-4-7】	監事会議出張命令書	
【資料 3-4-8】	監事研修会出張命令書	
【資料 3-4-9】	監事監査報告書	
【資料 3-4-10】	業務監査記録	
【資料 3-4-11】	学校法人筑紫女学園寄附行為	資料 F-1
【資料 3-4-12】	学校法人筑紫女学園寄附行為	資料 F-1
【資料 3-4-13】	学校法人筑紫女学園常任理事会規則	資料 3-2-4 と同じ
【資料 3-4-14】	筑紫女学園大学執行部会議規程	資料 3-3-1 と同じ
【資料 3-4-15】	学校法人筑紫女学園寄附行為	資料 F-1
【資料 3-4-16】	学校法人筑紫女学園常任理事会規則	資料 3-2-4 と同じ
【資料 3-4-17】	筑紫女学園大学執行部会議規程	資料 3-3-1 と同じ
【資料 3-4-18】	筑紫女学園大学教授会規程	資料 3-1-29 と同じ
【資料 3-4-19】	プロジェクト報告書	
【資料 3-4-20】	平成 29(2017)年度に開催された全ての理事会の議事録	
【資料 3-4-21】	平成 29(2017)年度に開催された全ての評議員会の議事録	
【資料 3-4-22】	平成 29(2017)年度に開催された全ての理事会の議事録	資料 3-4-20 と同じ
【資料 3-4-23】	平成 29(2017)年度に開催された全ての評議員会の議事録	資料 3-4-21 と同じ
【資料 3-4-24】	平成 29(2017)年 12 月 13 日開催常任理事会議事録及び添付資料 7	

